

生駒山ブランド化推進業務仕様書

1 業務名称

生駒山ブランド化推進業務

2 適用範囲

本仕様書は、生駒市が受注者へ委託する「生駒山ブランド化推進業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

3 実施目的

本事業は、生駒山地の中核を成す生駒山やその山麓、周辺地域が有する観光資源等を活用して展開する、観光庁が推進する新たな旅のスタイルにも合致した誘客施策により、生駒山の新たな魅力を訴求し、以て、同地域の観光客等の滞在時間の延長及び観光消費額の拡大に寄与することを目的としている。

ここでいう新たな旅のスタイルに合致した誘客施策とは、ワーケーションやブレジャーと呼ばれる、テレワーク・リモートワークのように出社をせずに働くことや自宅以外でも自分が滞在したい場所で自由に働く場を設定する等の環境を創出することと組み合わせて実施する、滞在型の誘客施策である。生駒山地の主峰を成す生駒山は、本国で二番目に大きな都市圏・京阪神大都市圏の中心である大阪市都心部から、公共交通機関で僅か30分程度という抜群の交通利便性を有している。生駒山には、緑豊かな世界に囲まれながらも、宿泊や食事、入浴、また、Wi-Fiが完備された研修室や会議室を活かして仕事に集中できるという環境を有する生駒市施設・生駒山麓公園があり、企業・団体等には保養のみならず、合宿や組織力向上のためのフィールドアスレチックを活かしたチームビルディング等の環境も提供可能である。また、国定公園の中及び山頂に位置する全国でも珍しい遊園地・生駒山上遊園地もあり、一緒に滞在する子供たちが自然環境の中だけではなく、遊園地の利用によりストレスを解消するなど、団体・個人・家族構成等を問わず、希望に応じた多様な滞在が可能となっている。

本事業では、このような地域の観光資源を掛け合わせた体験やアクティビティ等のコンテンツの開発、磨き上げを行うとともにそれらを組み合わせた地域ならではの複数のワーケーション受入プログラムを造成することを目標とする。開発や磨き上げを行うコンテンツやプログラムは、専門家を招聘して実施し、最終的にモニターツアー等のテストマーケティングによる課題抽出を経て、旅行商品として完成させ、オンライン旅行会社等で販売できる体制を整えることとする。

4 業務内容

- (1) 実施目的を達成するための体験プログラムやアクティビティ（以下「コンテンツ」という。）及びそれを宿泊と合わせて複数組み合わせることで催行されるワーケーション受入のためのプログラム（以下「プログラム」という。）の企画・造成
 - ① 造成するプログラムは、「業務主体」のものとし、「地域課題解決型」、「合宿型」、「サテライトオフィス型」のいずれかを中心とした構成とすること（観光庁が推進するワ

ワーケーションの種類は、1. 福利厚生型、2. 地域課題解決型、3. 合宿型、4. サテライトオフィス型に分類されており、本市は、2. 3. 4の推進を想定している。分類内容の詳細等は、観光庁「新たな旅のスタイル」ワーケーション&ブレイジャーウェブサイト

(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/workation-bleisure/>) で確認のこと

- ② プログラムの中心となるワーケーション実施場所は、生駒山中及びその山麓とすること
 - ③ プログラムの構成は、複数のコンテンツと飲食や宿泊を組み合わせた1泊2日以上のものですること
 - ④ 自然環境や人材（市民）等の本市地域資源等を活かした内容であること
 - ⑤ 地域の周遊及び滞在を促進すると認められる内容であること
 - ⑥ 観光施設や飲食店、宿泊施設、土産物、交通事業者の活用等、地域経済の振興に繋がる内容を含んでいること
 - ⑦ ターゲットを明確にし、商品化及び集客が見込める内容であること
 - ⑧ 上記に基づき、出来るだけ多くのコンテンツとそれを組み合わせた複数のプログラムを企画・造成すること
 - ⑨ ワークショップやセミナーの開催等、市内事業者や市民の更なる意識醸成やアイデア、意見を収集する機会を作り、その活用を図ること
 - ⑩ オンラインの活用等、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した内容であること
- (2) テストマーケティングの実施
- ① 上記ワーケーション受入プログラムによるモニターツアーを1回以上実施すること
 - ② アンケート実施の上、収集結果を分析し、コンテンツやプログラムの内容を商品化に向けて改善すること
- (3) プログラムをPRするツールの作成
- 媒体は問わないが、ターゲット層に訴求し集客効果が見込めるものであること
- (4) (1)～(3)の業務を遂行する為の調査、戦略の策定、関係者間の調整を行うこと

5 業務の進め方

- (1) 受注者は、本業務に先立ち、事業実施計画、実施体制計画、業務スケジュール等を契約日から10日以内に作成し、本市の承認を得て業務を実施すること
- (2) 本業務の企画・実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症に係る政府の基本方針や感染症流行状況等を勘案しつつ、実施時期や実施範囲も含め、関係団体等と十分に協議しながら実施すること。また、進捗状況等を逐次報告すること
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大や収束により大規模な環境の変化が生じた場合、事業実施中においても見直しを図る可能性があるが、その際は柔軟に対応すること
- (3) 受注者は、本市が業務の進捗状況を把握するために資料等を要求した場合は速やかに対応すること。また、本市の要請に応じて別途開催される会議がある場合には必要な資料を提供するとともに、必要に応じて会議に出席すること

6 成果品の提出

- (1) 成果品

- ア 業務報告書（収支報告書及びテストマーケティング参加者アンケート結果を含む）
2部（A4ファイル形式）
 - イ 同報告書の電子データ
1部（CD-ROM又はDVD-ROM、
修正・印刷が可能な様式で納品）
 - ウ PR用ツール
1式（CD-ROM又はDVD-ROM、修正・印刷
が可能な様式でデータ入力をしたものを納品）
- (2) その他
- ア 完了届
 - イ その他発注者が必要と認める書類
- (3) 提出期限
令和4年3月31日（火）

7 その他

- (1) 参加者サービスの向上や事業内容充実の目的であれば、協賛企業・団体を募集し、協賛を得ることは可。ただし、協賛企業・団体の業種や協賛内容については発注者と協議すること。
- (2) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法令等及び生駒市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (3) 受注者は、この仕様書に基づき業務を行うほか、常に本市と連絡を取り、その指示に従うこと。また、この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項については本市と協議をすること。
- (4) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。
なお、契約金額については後払いとし、全ての業務完了後に支払う。